貨物名:	該非判定用パラメータシート
メーカー名:	様式 別2-35-3
品種及び等級: 	 CISTEC 2009.7 (平成 21 年 7 月 29 日現在政省令対応

. 輸出貿易管理令別表第2の35の3(1)(ロッテルダム条約附属書 に掲げる化学物質) *該当する箇所の の中に「レ」印あるいは「×」印を記入すること。

質問事項	回	答	欄	
	いいえ	はい		記入欄
1)様式別2-35-3の物質リストの1.(ロッテ		□該当		
ルダム条約附属書 に掲げる化学物質)の化学	2) ^			
物質並びにこれらが含まれた混合物であって、				
当該化学物質の質量の割合が1%(アモサイト、				
クロシドライトの場合は0.1%)を超えるか				
2)次のいずれかに該当するものか	□下記 .	□該当		
輸出しようとする貨物に対象化学物質の含有	(農薬取締			
が確認された場合	法・・)に属す			
(化学物質の審査及び製造等の規制に関	る物質へ			
する法律の運用について(平成16年3月25				
日薬食発第0325001号 平成16.03.19				
製局第3号 環保企発第040325001号)3				
- 2に該当する場合又はトリブチルスズ化合				
物(化学物質の審査及び製造等の規制に関				
する法律に規定する第一種特定化学物質を				
除(。)であって貨物の質量に対する当該化				
学物質の質量の割合が 0.05%以下の場合を				
除(。)				
液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機				
器、油入り変圧器、紙コンデンサー、油入りコ				
ンデンサー、有機被膜コンデンサー、エアコン				
デショナー、テレビジョン受信機及び電子レン				
ジのうち、0.005%を超えるポリ塩化ビフェニル				
を含有し、かつ、容量が 0.05 リットルを超える				
貨物を輸出する場合				

. 輸出貿易管理令別表第2の35の3(2)(農薬取締法第1条の2第1項に規定する農薬の成分である化学物質であって経済産業大臣が告示で定めるもの)

*該当する箇所の の中に「レ」印あるいは「x」印を記入すること。

質問事項	回 答 欄			
更 问 ず 埃	いいえ	はい	記入欄	
1)様式別2-35-3の物質リストの2.(農薬取締法第1条の2第1項)の化学物質並びにこれらが含まれた混合物であって、当該化学物質の質量の割合が1%を超えるか	2)^	□該当		
2)次のいずれかに該当するものか 輸出しようとする貨物に対象化学物質の含有 が確認された場合	□下記 (毒物及び劇 物取締法・) に属する物質 へ	□該当		

貨物名:	該非判定用パラメータシート
メーカー名:	様式 別2-35-3
品種及び等級: 	 CISTEC 2009.7 (平成 21 年7月 29 日現在政省令対応)

. 輸出貿易管理令別表第2の35の3(3)(毒物及び劇物取締法第2条第3項に規定する化学物質)

*該当する箇所のの中に「レ」印あるいは「x」印を記入すること。

質問事項	回 答 欄			
	いいえ	はい	記入欄	
1)様式別2-35-3の物質リストの3.(毒物及び劇物取締法第2条第3項)の化学物質並びにこれらが含まれた混合物であって、当該化学物質の質量の割合が1%を超えるか	2)^	□該当		
2)次のいずれかに該当するものか 輸出しようとする貨物に対象化学物質の含有 が確認された場合	□ 下 記 . (労安法第16 条··)に属す る物質へ	□該当		

. 輸出貿易管理令別表第2の35の3(5)(労働安全衛生法施行令第16条第1項第二号から第七号まで及び第九号)

*該当する箇所の の中に「レ」印あるいは「x」印を記入すること。

質問事項	回	答 欄	
英 19	いいえ	はい	記入欄
1)様式別2-35-3の物質リストの4.(労働安全衛生法施行令第16条第1項第二号、第三号若し〈は第五号から第七号まで)の化学物質並びにこれらが含まれた混合物であって、当該化学物質の質量の割合が1%(第四号の石綿の場合は0.1%)を超えるか	2)^	□該当	
2)次のいずれかに該当するものか 輸出しようとする貨物に対象化学物質の含有 が確認された場合	□ 下記 . (化審法第一 種特定物質な ど・・・)に属す る物質へ	□該当	

貨 物 名:		該非	判定用パラ	メー	タシート
メーカー名:			様式 別2	- 3	5 - 3
品種及び等級: 			STEC 2009. 21年7月29日		E政省令対応)
. 輸出貿易管理令別表第2の35の3(6)(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定される第一種特定化学物質) *該当する箇所の の中に「レ」印あるいは「×」印を記入すること。					
	المراب المراب	回		欄	
質問事項	いいえ	-	はい		記入欄
1)様式別2-35-3の物質リストの5.(化学質の審査及び製造等の規制に関する法律第2第2項に規定される第一種特定化学物質)の学物質並びにこれらが含まれた混合物であて、当該化学物質の質量の割合が1%を超えか	2条 2)へ O化 あっ		□該当		
2)次のいずれかに該当するものか 輸出しようとする貨物に対象化学物質の含有 が確認された場合 (化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について(平成16年3月25 日薬食発第0325001号 平成16.03.19 製局第3号 環保企発第040325001号)3 - 2に該当する場合を除⟨。) 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器、油入り変圧器、紙コンデンサー、油入リコンデンサー、有機被膜コンデンサー、エアコンデショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジのうち、0.005%を超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が 0.05 リットルを超える 貨物を輸出する場合					
*該当する箇所の の中に「レ」印あるいは「×」印を記	入すること。				
	回	答	欄		記入欄
最終判定		輸出令別表第2の35の3項に □非該当 □ 該当			
作成責任	者: (作成年	月日	年	月	目)
会 社	名				
所属・役	職				
氏	名 				ED
電	話 () (内線	泉)